

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第20条関係

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」による地方税法等の一部改正に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険に加入している未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）に係る国民健康保険税の均等割額の2分の1を減額する。

また、一定の所得以下の世帯に対して、国民健康保険税の均等割額の7割、5割、2割を減額する法定軽減に該当する世帯に属する未就学児については、法定軽減後の均等割部分について、2分の1を更に減額する。

※未就学児の国民健康保険税の均等割額

【現行一人当たり37,800円（医療分23,700円＋後期分14,100円）】

◆現行（改正前）

世帯区分	減額前の均等割額 (A)	法定軽減該当世帯 に係る減額(B)	減額後の均等割額 (A-B)
軽減非該当 世帯	37,800円	0円	37,800円
7割軽減 世帯		26,460円	11,340円
5割軽減 世帯		18,900円	18,900円
2割軽減 世帯		7,560円	30,240円

◆改正後

世帯区分	減額前の均等割額 (A)	法定軽減該当世帯に係る減額 (B)	未就学児に係る減額 (C)	減額後の均等割額 (A－B－C)
軽減非該当世帯	37,800円	0円	18,900円	18,900円
7割軽減世帯		26,460円	5,670円	5,670円
5割軽減世帯		18,900円	9,450円	9,450円
2割軽減世帯		7,560円	15,120円	15,120円

(2) その他

法律の改正に合わせて関係規定の整備等を行う。

3 施行期日及び適用区分

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 適用区分

改正後の条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、従前の例による。